

平成29年第2回定例会

教育民生常任委員会会議録

(平成29年6月6日)

栄町議会

教 育 民 生 常 任 委 員 会

議 事 日 程

平成29年6月6日（火曜日）午前11時15分開会

事件(1) 付託議案の審査

議案第7号 栄町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

出席委員（8名）

委員長	戸田 栄子 君	副委員長	高萩 初枝 君
委員	藤村 勉 君	委員	早川 久美子 君
委員	新井 茂美 君	委員	金島 秀夫 君
委員	橋本 浩 君	委員	岡本 雅道 君

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長 大野 博 君

説明のため出席した者

総務課長	古川 正彦 君	福祉・子ども課長	垣 沼 伸一 君
住民課長	金子 治 君		

出席議会事務局

事務局長 鈴木 正巳 君 書記 野平 薫 君

◎ 開 会

○委員長（戸田栄子君） ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（戸田栄子君） ただちに、本日の会議を開きます。

当委員会に付託されました案件は、議案第7号、栄町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例であります。

お諮りいたします。議案第7号については、審査の必要から町執行部の出席を求めることにしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（戸田栄子君） 異議なしと認めます。よって、町執行部の出席を求めることに決定いたしました。

〔説明員 着席〕

古川総務課長及び金子住民課長並びに垣沼福祉・子ども課長におかれましては、ご出席をいただきありがとうございます。

それでは、議案第7号、栄町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を議題といたします。すでに本会議において提案理由の説明はいただいておりますが、補足説明があればお願いいたします。垣沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（垣沼伸一君） 補足といたしますか、関連事項といたしまして、子育てワンストップ事業にかかります予算について説明させていただきます。

先ほど、本議会の場で本6月定例議会の補正予算といたしまして、予算書の11ページの民生費の中に「子育てワンストップ事業に係る経費」として、子育てワンストップサービスシステム使用料といたしまして、5年間分の使用料になりますが260万円を計上させていただいております。なぜ5年間分を一括払いにするのかと申し上げますと、毎月払いとした場合は、5年間の支払いが317万6,000円になるのに対し、5年間一括払いとした場合は割引が適用となりまして、259万2,000円となります。したがって、58万4,000円有利になることとなります。

また、平成29年度、平成30年度の2か年につきましては、事業経費の2分の1が国の特別交付税の措置の対象となりますので、この2年間のうちに一括払いとしたほうが、5年間の毎月払いとするよりも、全体で、約132万4,000円有利となります。

このようなことから、今回、5年間分として260万円の予算を計上させていただきましたので、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

以上、補足とさせていただきます。

○委員長（戸田栄子君） それでは、金子住民課長のほうから何か補足説明があったらお願いします。金子住民課長。

○住民課長（金子 治君） 私のほうからは、この条例本体につきましては特に補足説明というのはございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（戸田栄子君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。各委員からの質疑をおねがいたします。質疑はございませんか。高萩委員。

○副委員長（高萩初枝君） 質疑いたします。

子育てワンストップサービスによって具体的に10月からどのような手続がオンラインでできるようになるのでしょうか。

○委員長（戸田栄子君） 金子住民課長。

○住民課長（金子 治君） それでは、皆さま、お手元の議案の後ろに条例概要資料というのが付いているかと思えますけれども、そちらのほうの1枚目の、1. 子育てワンストップサービスについての下に、子育てワンストップサービスのメニューとして国が提示する手続というのがございますが、そちらをご覧いただきたいと思えます。

国が提示する対象手続として資料に提示させていただいているもののほか、平成29年10月から、児童手当の額の認定請求や改定請求、また、児童手当の受給事由消滅の届出、また、未支払の児童手当の請求、児童手当からの学校給食費等の徴収等の申出、また、保育にいきましては保育施設等の現況届、母子保健にいきましては、妊娠の届出の際の事前アンケートの記入などが、インターネットを利用してオンラインでできるようになります。

以上でございます。

○委員長（戸田栄子君） 高萩委員。

○副委員長（高萩初枝君） では、10月以降は、具体的にどのような手続がオンラインでできるようになるんですか。

○委員長（戸田栄子君） 金子住民課長。

○住民課長（金子 治君） 平成29年10月以降につきましては、こちらの資料には、平成30年7月から児童扶養手当の現況届の事前送信、これができるようになると例示させていただいております。このほかにもここに入っていないものとして、児童扶養手当の現況届に関する面談の予約、あとは児童手当の現況届、これらについてもオンラインでできるようになります。その後につきましては、子育てワンストップサービスについて国から対象手続の追加提示があったときは、速やかに対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（戸田栄子君） 高萩委員。

○副委員長（高萩初枝君） パソコンを持っていない、そういう世帯というか家庭も多いと思うんですけども、やっぱりパソコンを持っていないと、そういうかたはオンライン申請でき

ないんですか。

○委員長（戸田栄子君） 金子住民課長。

○住民課長（金子 治君） 国によりますと、平成29年のサービス開始当初はパソコン向けのサービスであるということですが、サービス開始以降、パソコン以外にも順次スマートフォンですとかタブレット、あるいはコンビニ端末などからでも利用できるように整備していくということですが。

なお、子育てワンストップサービスを利用できる専用パソコンが、総務省のほうから4台無償で貸与されますので、役場の窓口ですとかふれあいプラザに設置することで、それらからも申請等ができるようになります。

以上でございます。

○委員長（戸田栄子君） 高萩委員。

○副委員長（高萩初枝君） 確認したいと思います。マイナンバーカードそのものを持っていないと、こういう子育てのワンストップサービスのオンライン申請は、申請できないという、こういうふうに理解できるんですけど、これでよろしいんでしょうか。

○委員長（戸田栄子君） 金子住民課長。

○住民課長（金子 治君） 委員のおっしゃるとおりでございます。子育てワンストップサービスのオンライン申請を行う際は、確かにその申請が本人のものであるということを証明するため、マイナンバーカードに標準搭載されております電子証明書というものをを用いて、電子署名を付けるということになりますので、マイナンバーカードがないとオンライン申請はできないということになります。

以上でございます。

○委員長（戸田栄子君） 高萩委員。

○副委員長（高萩初枝君） そういう中で、栄町のマイナンバーカードの交付申請は、今、どのような状況になっていますか。

○委員長（戸田栄子君） 金子住民課長。

○住民課長（金子 治君） 平成29年4月末時点のマイナンバーカードの交付申請件数ですけれども、3,006件でございます。人口に対する交付申請率は14.2%です。交付枚数は2,625枚で、交付率は12.4%でございます。交付申請率、交付率ともに、印旛管内では1位でございます。

以上でございます。

○委員長（戸田栄子君） 高萩委員。

○副委員長（高萩初枝君） 交付申請とか交付率は印旛郡管内で1位という、こういうあれでございましたけれど、そこで気になるのが、どういう世代が交付申請しているのかちょっと気になります。そこであれがいたいんですが、若い世代、具体的に言うと年齢段階別といいま

すか、若い世代の交付率って栄町の状況はどういうような状況でしょうか。

○委員長（戸田栄子君） 金子住民課長。

○住民課長（金子 治君） やはり同じく、平成29年4月末時点の20歳から50歳までの、いわゆる子育て世代に当たるのではなかろうかと思われるようなそういう世代のマイナンバーカードの交付申請件数を出してみましたところ593件でございます。20歳から50歳までの人口に対する申請率は8.8%になりまして、全町民の交付申請件数が3,006件でございますので、それに占めます20歳から50歳までのかたの交付申請件数というのは19.7%となりまして、いわゆる子育て世代のマイナンバーカード交付申請は、全体と比較すると少ないという状況にあります。

以上でございます。

○委員長（戸田栄子君） 高萩委員。

○副委員長（高萩初枝君） では具体的に、若い世代の交付率が上がらないと、若い世代は利用できない状況だと思うんですけど、今、マイナンバーカードって申請、簡単にできるようになっていると思うので、その辺はどうなっているんですか。

○委員長（戸田栄子君） 金子住民課長。

○住民課長（金子 治君） 交付申請そのものは色々なやりかたがございまして、まず、皆さまのご家庭に届いた通知カード、その中に同封されておりました申請書と封筒により、地方公共団体情報システム機構のほうに申請していただく方法がまずあります。そのほかにも、パソコンですとかスマートフォンなどによりオンライン申請していただくことも可能です。また、最近では例えばですけれども、マルエツの前に写真の機械がございまして、あの写真の機械からも写真を撮って直接、申請ができるようになってます。ですから色々な手段を使って申請はできるようになってます。

○委員長（戸田栄子君） 高萩委員。

○副委員長（高萩初枝君） もう一つだけ、千葉県内とか近隣の状況は、今回の電子申請の導入というか実施の状況は、どういうふうになってますでしょうか。

○委員長（戸田栄子君） 金子住民課長。

○住民課長（金子 治君） まず、印旛管内の子育てワンストップサービスの導入予定時期なんですけど、成田市が平成29年7月の導入に向け準備中ということです。それで印西市と酒々井町が平成29年7月以降準備が整い次第、導入すると聞いております。

また、四街道市と白井市が、これは栄町と同じく平成29年10月以降に導入ということで聞いております。

なお、佐倉市、富里市、八街市については、未定ということでしょうかっております。

以上でございます。

○委員長（戸田栄子君） 高萩委員、よろしいですか。

○副委員長（高萩初枝君） はい、いいです。

○委員長（戸田栄子君） 他に質疑はございませんか。岡本委員。

○委員（岡本雅道君） 先ほど、国から追加提示があった場合というお話があったんですが、だいたいどういう項目かというのは分かっているから教えていただきたい。

○委員長（戸田栄子君） 金子住民課長。

○住民課長（金子 治君） まだそういったものが具体的には明らかにはなってないのですが、まず、子育てワンストップサービスは、子育て関連の4分野から始めるということのほうがあっておりまして、その中でまだ入っていないものとするれば、例えば母子保健の分野などと、健康診断ですとか予防接種の申込み、低体重児の届出、あるいは養育医療の給付の申請などが考えられます。

以上でございます。

○委員長（戸田栄子君） 岡本委員。

○委員（岡本雅道君） 私ははじめ、マイナンバーカードというのがあって、なかなか具体的な、これを持つことでどんなメリットがあるのかという感じだったんですが、そういうふうになんか国のほうの、それを使って利用してもらおうという利便性を高めるようなことをやることによって、申請率というかそれも次第に上がっているのかなというふうな感じがしましたけど。ですから、今後、こういうメニューがあるということもある程度、情報開示していただくとともに理解が深まるのではないかなというふうに思いました。

以上です。

○委員長（戸田栄子君） 金子住民課長。

○住民課長（金子 治君） おっしゃるとおりでございます、ありがとうございます。

○委員長（戸田栄子君） ほかの委員の皆さん、質問はありませんか。藤村委員。

○委員（藤村 勉君） いま聞いている感じでは、非常に便利になるということなんですけれども、一つだけ、先ほども説明あったんですけどもう一回ちょっと教えてください、この1番後ろのほうのやつ。子育てワンストップサービスについての、真ん中辺り、白枠でマイナンバーカードと、その後、電子署名を付与するというふうな、ここのところもう一回、説明してくれますか。

○委員長（戸田栄子君） 金子住民課長。

○住民課長（金子 治君） この子育てワンストップサービスについての図の中のことだと思いますが、電子申請を行うときにマイナンバーカードというもののの中に、電子的に、この申請は自分本人がやって、改ざんされていないよということを証明するための証明書というのがあります。それをそのデータにくっつけて、町に対して申請するというのでございます。それがマイナンバーカードの中に標準装備されております。ICチップがございまして、そのICチップの中にその電子証明書というのが入っております。

○委員長（戸田栄子君） 藤村委員。

○委員（藤村 勉君） これで結局、いまマイナンバーカードの普及率がちょっとまだ上がっていない、こういう形でどんどん普及率を上げていきたいということですよ。

わかりました、以上です。

○委員長（戸田栄子君） ほかの委員のかた、質問はございませんか。橋本委員。

○委員（橋本 浩君） このワンストップサービス導入に関しては、ほかの委員からもあるとおり、子育て世代の利便性が向上するという点に関してはよく理解できたので。その第7条のところでは情報通信技術における安全性及び信頼性確保ということで努めていくということが規定されていると思うんですが、これを導入するに当たってその辺の町の、いわゆる安全管理部分の対応、何かあれば教えていただきたいと思っております。

○委員長（戸田栄子君） 金子住民課長。

○住民課長（金子 治君） やはり、電算システムによりオンラインで申請を受け付けるということになりますと、セキュリティが重要になってまいりますので、そのためにはやはりシステム改修等を行いまして、しっかりとシステムの中身を整備していく必要があるかと思っております。それと、その電子申請を受け付けるパソコンも限定されておまして、総合行政ネットワークという行政のネットワークのパソコンがあるんですけども、それでしか受け付けることができないようになっております。

以上でございます。

○委員長（戸田栄子君） 橋本委員、いいですか。

○委員（橋本 浩君） ありがとうございます。

○委員長（戸田栄子君） 他にございますか。金島委員。

○委員（金島秀夫君） これをやると、ものすごく行政にとってはスムーズに行くと思うんです。それから、ここに項目に載っている、児童手当から母子保健ということで、この間にはものすごく良くなっていると思うんですけども。その割には全体的に普及率が14.数%ということで、かなりこれには確か色々理由があると思うんです。それから当初、この問題で色々な問題が出たときに、一つは金融関係がどうなんだろう、業界が反対しているとか、あと医療分野でも医療関係でやっぱり表に出したくないということでたまたまセキュリティという問題ありましたが、この問題で色々反対しているとかという話は聞いているわけですけど、もしくはそうだとすると、一番下の、子育てワンストップサービスの中に4番目、「国から対象手続の追加提示があったときは、速やかに対応していく」ということあるんですけど、その辺の問題点等は何かないですか。

○委員長（戸田栄子君） 金子住民課長。

○住民課長（金子 治君） 現在のところ、子育てに限ったものとして、そのワンストップサービスを行うということになっておりますので、そういった医療方面ですとか金融関係とか、

そういったものの利用までには至っておりません。それまでなるには、また国のほうで色々な議論があって、システムのどようするとかそういったことが深まって、法律、政省令の中で規定されるようなことになろうかと考えております。

以上でございます。

○委員長（戸田栄子君） 金島委員、よろしいですか。

○委員（金島秀夫君） はい。

○委員長（戸田栄子君） その他に質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長（戸田栄子君） すみませんが、委員長で申し訳ありませんが、質問をさせていただきます。よろしいでしょうか。

金子課長におうかがいしますけど、本会議の中で総括質疑の中で私、今、他の市町村の準備状況とかこの点についてはどのような状況ですか、とおたずねしましたときに、これは副町長ですけど、近隣町村も準備を整えて進んでいるというようなニュアンスの答弁があったんですけど、ただいまこの委員会での報告だと、成田市が準備中、印西市、酒々井町は整い次第、実施する、四街道市、白井市は平成29年の10月以降、佐倉市、富里市、八街市は検討中ということで、栄町が一番、そういう意味では早くこの近隣市町村では進めているのかなと思ったんですが、この辺でもう一度、詳しく教えていただけますか。金子住民課長。

○住民課長（金子 治君） 佐倉市と富里市と八街市が未定ということなのですが、これはあくまでも時期が未定ということでございまして、導入は間違いはございません。ただ、栄町もそうなんですけれども、今回、補正予算をご可決いただいたならば、それから契約をしてテストをして、ということになりますので、それで10月になってしまうということでございます。成田市とか早くやるところは、もう当初予算に概算で予算をもってありまして、それで7月からスタートできるように今、準備を進めているというようなことを聞いております
以上でございます。

○委員長（戸田栄子君） すみません、続けて質問させてください。

垣沼福祉・子ども課長におたずねします。これは子育て支援ということで、若いお父さん、お母さんはこういうことに多分、長けていると思いますし、色々な意味で役場が閉庁のときにも色々な申請ができるってことでいいと思うんですが、一番マイナンバーで心配なのは率直な、まず、ぱっ、とくるのは漏えいです。だからその辺でやっぱり加入、マイナンバー作るかたが少ないというのも、若いかたが作らないことの背景もその辺があるかなと思うんですが。

今回のこのシステムによって、一番心配している子どもの情報だとか児童手当の中身の問題とか、そういうあれですね、どれがさっき多少、説明はあったんですが、完全にその辺が網羅されるのかも一回確認したい。それからこの内容については、結局、子育て支援の一環としてやるってことは、対象者に対してこういう事業をやりますよというのは今後、どのような方

法で周知されるんですか。これは福祉・子ども課長と両方の2課にまたがると思いますけど。金子住民課長。

○住民課長（金子 治君） まず、私は1点目の、セキュリティ面について答弁させていただきます。

セキュリティ面につきましては、先ほど少し触れさせていただきましたが、マイナンバーカードの電子証明書を使って、電子署名を付けて申請を行うということでございまして、そこで申請のデータというのは暗号化されます。受け取った町でないとか中身が見れないようになります。まずそれが1点と、実際に申請する際にマイナンバーそのものは使いません。マイナンバーそのものは使わなくて、あくまでもそのマイナンバーカードのICチップの中に入っている電子証明書だけしか使えませんので、色んなことが外に漏れるということにはならないと思います。もしそれで悪意を持った第三者が不正にアクセスしたとすれば、それはもう不正アクセス禁止法の範疇になりまして、犯罪ということになります。そうしますと捜査機関によってそれは捜査されて、最終的には裁判所で罰則がかかるというような形になります。

以上でございます。

○委員長（戸田栄子君） 垣沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（垣沼伸一君） ただいま住民課長のほうからお話ありましたけれども、そのセキュリティに関連いたしまして、一応、今回、補正予算で組まさせていただきましたシステム使用料の内容なんですけども、そちらの住民のかたは自分のパソコンからマイナンバーのポータルサイトであります、マイナポータルというサイトのほうに接続します。そこから行政のほうに情報が流れる場合には、LGWANという行政専用回線ということで、通常のインターネットとは別の専用回線が設けられて、そちらのほうの今回、システムと合わせた使用料という形でその260万円を計上させてもらったんですけど。ということで一般の回線とは別に専用回線でセキュリティも高まっているということをまずご理解いただきたいと思います。

あと、広報の関係なんですけど、こちらのほうは今回のこの子育てワンストップの関係もありますけども、他に10月以降、皆さんご承知のとおり子育て包括とかほかの子育て支援対策もありますので、9月号以降でそちらの詳しい内容を周知したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（戸田栄子君） 再質問でおたずねします。

今、垣沼課長にお答えいただいた点で、チップがあるからその漏えいとか、いわゆる漏れるということはほとんどないという、これは金子課長も答弁されましたよね。それはそれを信じるしかないのかなと思うんですけども。ただ一つ、今、パソコン、全世帯があるとは限りません。それは主要なところに最初の説明では置かれるってことでしたけれども、例えば役場がやっていない時間でも、5時半なら5時半に受付に行けない、7時じゃないとどうしても勤めから帰れないといったときは、それは例えば自分の家にパソコンまでない、まだ買えないと

いう家庭は、もう1回確認したいんですが置くところはふれあいプラザとかセブンイレブンとかはないですね。ふれあいプラザとどこですか。金子住民課長。

○住民課長（金子 治君） 4台、無償貸与を受けますが、1台はふれあいプラザには置きたいと考えております。行政機関にしか置けないものですから、あとは役場の窓口ですね、住民課の窓口ですとか福祉・子ども課の窓口ですとか、そういったところに置いて使っていただくかと考えております。

○委員長（戸田栄子君） そうすると結局、置いている場所がふれあいプラザは役場以外ですからふれあいプラザだと9時までやっていますから多少、時間的に有利かなと思いますが、窓口とか福祉・子ども課の窓口という結局は自分で書類で申請するのと現時点では変わらないわけですね。それももちろん、こうでなくて受け付ける、ちょっとその辺が。

[「委員長が質問するのおかしいだろう。」と発言あり]

○委員長（戸田栄子君） でも、質問はしていいというふうに、別にいけないんですよ、委員の1人です。では、いけないんですか。

ちょっと事務局におたずねします。委員長はこういう質問、できないんですか。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木正巳君） 委員長、できますけれども、なるべく簡潔明瞭に。同じ質問されてますので。復唱されてますので、ほかのかたと。

○委員長（戸田栄子君） それでは今の件については了解しました。

その他に委員のほうから何か質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長（戸田栄子君） それではこれで質疑を終わります。

これより議案第7号に対し、委員各位から討論を含めたご意見をお聞きいたします。委員の討論やご意見はございませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長（戸田栄子君） これにて各委員からの意見、討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。議案第7号を原案のとおり決定することに賛成のかたは挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

○委員長（戸田栄子君） 挙手全員。

よって、議案第7号、栄町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例は、原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

以上で、教育民生常任委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。なお、本委員会の委員長報告書の作成は、委員長に一任願います。

◎ 閉 会

○委員長（戸田栄子君） 本日の会議を閉じます。

以上をもって、教育民生常任委員会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

午前11時46分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成29年6月15日

教育民生常任委員会

委員長 戸田 栄子